

大和市職員の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

##### 大和市職員の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の身元保証に関する規則（昭和52年大和市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以内に」の次に「別に定める」を加える。

第4条の見出し中「資格」を「要件」に改め、同条中「相当な保証力のある民法上」を「民法（明治29年法律第89号）第20条第1項」に改める。

第5条第1項中「及び当該職員が本市に損害を与えた場合の損害を賠償すること」を削り、同条第2項中「身元保証する」を「身元保証をする」に改める。

第6条中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「、又は」に、「資格を失ったときまたは」を「要件に該当しなくなったとき、又は」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、新たに保証人となった者が身元保証をする期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、当初の身元保証書の提出の日から5年とする。

第8条の見出しを「（委任）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第5条第1項の規定は、施行日以後に身元保証人となった者について適用し、施行日前に身元保証人となった者については、なお従前の例による。